

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

**「民法改正」(債権関係) および
「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
等を踏まえた各種規定の改定等ならびに電子化のお知らせ**

北海道銀行は、各種預金規定において、2020年4月より施行される民法改正(債権関係)を踏まえた改定、および2019年2月に金融庁が公表した「マネー・ローダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定を2020年4月1日(水)より行います。改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用となります。

後者の改定に伴いましては、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合がございます。既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引目的やお客さまに関する情報等を再度ご確認ください。また、在留カードをお持ちのお客さまにおかれましては、在留期間・在留資格等が更新された場合には、新たな在留カードを確認させていただきます。

1. 対象となる主な預金規定等

「民法改正」(債権関係) 対象の規定	「マネー・ローダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」 対象の規定
普通預金規定、総合口座取引規定 貯蓄預金規定、納税準備預金規定 当座勘定規定、通知預金規定 定期預金規定(各種)、財形預金規定(各種) 道銀積立定期預金規定(各種)、道銀定期積金規定 道銀キャッシュカード規定、道銀ビジネスカード規定、 道銀デビットカード取引規定、 振込規定※、貸金庫規定、セーフティケース規定、 外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、 自動継続式外貨定期預金規定、 為替特約付外貨定期預金(玉手箱)規定	当座勘定規定、通知預金規定 定期預金規定(各種)、財形預金規定(各種) 積立定期預金規定(各種)、定期積金規定 貸金庫規定、セーフティケース規定、 外貨定期預金規定、 自動継続式外貨定期預金規定、 為替特約付外貨定期預金(玉手箱)規定

※ 当行制定外の用紙を利用したお振込のご依頼の場合も、振込規定の適用をご了承のうえご依頼願います。

2. 主な改定内容

(1) 「改正民法」(債権関係)を踏まえ、次の条項を新設・追加します

① 預金者の後見人等が制限行為能力者となった場合の届出の義務化

普通預金規定(抜粋) 「成年後見人の届け出」条項の一部の項における文言の追加(下線部分)

9. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

※ 普通預金規定以外の規定においても同内容の改定を行います。なお、改定前に「成年後見人等の届け出」の条項の無い規定においては、改定日に下線部分のみならず上記全ての条文が一の条項として追加されます。

② 規定を変更することがある旨の明示

当座勘定規定【一般当座用】(抜粋) 「規定の変更」条項の追加(下記すべて)

32. (規定の変更)

この預金規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

※ 普通預金規定、総合口座取引規定、外貨普通預金規定等、一部の規定においては2019年10月に追加されております。

③ 定期預金等、満期日前解約を制限していることの明確化

定期預金共通規定(抜粋) 「預金の解約、書替継続」条項における項の一部追加(下線部分)

10. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
(以下省略)

※ この項の追加は、定期預金共通規定の他は、総合口座取引規定、財形預金規定(各種)、積立定期預金規定(各種)、外貨定期預金規定、自動継続式外貨定期預金規定においてのみ行われます。

- ④ 債権譲渡において、譲渡債権に付着した抗弁を切断するための債務者による抗弁放棄の意思表示にかかる条項の修正。(本改定は、道銀デビットカード取引規定のみにおいて行います。)

道銀デビットカード取引規定 第1章デビットカード取引(取消線部分を削除、下線部を追加または変更)

3. (デビットカード取引契約等) ※ 下線部を追加

(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。

(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

① 当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

5. (規定の準用) ※ 下線部を変更

本規定に定めのない事項については道銀キャッシュカード規定および道銀ビジネスカード規定により取扱います。なお、道銀キャッシュカード規定の適用については同規定第7条中「代理人(同居の成人家族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込および預金口座間の振替えの依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引をする場合」とします。また、同規定第9条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第1項中「ATM」は「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条中「当行のATM」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

また、道銀ビジネスカード規定の適用については同規定第7条第1項中「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込」とあるのは、「預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引をする場合」とします。また、同規定第9条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第1項中「ATM」は「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第13条中「当行のATM」または「ATM」とあるのは「端末機」とします。

道銀デビットカード取引規定 第2章キャッシュアウト取引（取消線部分を削除、下線部を追加または変更） ※ 「キャッシュアウト」を、COと称します。

3. (COデビット取引契約等) ※ 下線部を追加

(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。

(2) 前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

① 当行に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

② CO加盟店銀行、CO直接加盟店またはCO任意組合その他の機構所定の者（以下、本条において「譲受人」といいます）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良、引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

7. (規定の準用) ※ 下線部を変更

本規定に定めのない事項については道銀キャッシュカード規定および道銀ビジネスカード規定により取扱います。なお、道銀キャッシュカード規定の適用については同規定第7条中「代理人（同居の成人家族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻し・振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込および預金口座間の振替えの依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビットカード取引をする場合」とします。また、同規定第9条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「COデビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第1項中「ATM」は「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条中「当行のATM」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

また、道銀ビジネスカード規定の適用については同規定第7条第1項中「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビットカード取引」とします。また、同規定第9条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「COデビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第1項中「ATM」は「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第13条中「当行のATM」または「ATM」とあるのは「端末機」とします。

(2) 「マネー・ローダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ次の条項を新設・追加します。

① 一定事象における取引の制限の実施にかかる条項を追加

当座勘定規定【一般当座用】(抜粋) 「取引の制限等」条項の追加(下記すべて)

25. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答頂けない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

② 解約の対象となる事象の追加

当座勘定規定【一般当座用】(抜粋) 「解約等」条項の項の一部追加(下線部分)

26. (解約等)

- (1) (省略 ~改定前規定の①)
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第24条違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第25条第1項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第25条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合

⑦ 第1号から第5号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(3) (省略 ～改定前規定②)

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合等には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知などすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(6) (省略 ～改定前規定③)

(7) (省略 ～改定前規定④)

③ 各種規定の準拠法、裁判管轄の明示

当座勘定規定【一般当座用】(抜粋) 「準拠法、裁判管轄」条項の追加(下記すべて)

31. (準拠法、裁判管轄)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

3. 規定の整理・集約について

(1) 定期預金関係規定を改定し、次の通り整理・集約しました。

集約前(2020年3月31日以前)	集約後(2020年4月1日以降)
1. 新型期日指定定期預金共通規定(証書扱) 2. 同上(通帳扱) 3. 自由金利型定期預金(M型)共通規定(証書扱) 4. 同上(通帳扱) 5. 自由金利型定期預金共通規定(証書扱) 6. 同上(通帳扱) 7. 変動金利型定期預金共通規定(証書扱) 8. 同上(通帳扱)	1. 定期預金共通規定 ※ 4種の定期預金の別、および各々の証書扱・通帳扱の別を集約。
9. 新型期日指定定期預金規定(証書扱) 10. 同上(通帳扱)	2. 新型期日指定定期預金規定 ※ 証書扱・通帳扱の別を集約。
11. 自動継続新型期日指定定期預金規定(証書扱) 12. 同上(通帳扱)	3. 自動継続新型期日指定定期預金規定 ※ 証書扱・通帳扱の別を集約。
13. 自由金利型定期預金(M型)規定【単利型】(証書扱) 14. 同上(通帳扱) 15. 自由金利型定期預金(M型)規定【複利型】(証書扱) 16. 同上(通帳扱)	4. 自由金利型定期預金(M型)規定 ※ 単利型・複利型の別、および証書扱・通帳扱の別を集約。

17.自動継続自由金利型定期預金（M型）規定【単利型】（証書扱） 18.同 上（通帳扱） 19.自動継続自由金利型定期預金（M型）規定【複利型】（証書扱） 20.同 上（通帳扱）	5.自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 ※ 単利型・複利型の別、および証書扱・通帳扱の別を集約。
21.自由金利型定期預金規定（証書扱） 22.同 上（通帳扱）	6.自由金利型定期預金規定 ※ 証書扱・通帳扱の別を集約。
23.自動継続自由金利型定期預金規定（証書扱） 24.同 上（通帳扱）	7.自動継続自由金利型定期預金規定 ※ 証書扱・通帳扱の別を集約。
25.変動金利定期預金規定【単利型】（証書扱） 26.同 上（通帳扱） 27.変動金利定期預金規定【複利型】（証書扱） 28.同 上（通帳扱）	8.変動金利定期預金規定 ※ 単利型・複利型の別、および証書扱・通帳扱の別を集約。
29.自動継続変動金利定期預金規定【単利型】（証書扱） 30.同 上（通帳扱） 31.自動継続変動金利定期預金規定【複利型】（証書扱） 32.同 上（通帳扱）	9.自動継続変動金利定期預金規定 ※ 単利型・複利型の別、および証書扱・通帳扱の別を集約。

(2) 貸金庫規定と貸金庫（My Box）規定を集約し、貸金庫契約と My Box 契約双方で共用する一つの規定に改定しました。

4. 各種規定の電子化について

改定後の各種規定は、この当行ホームページの「各種規定一覧」に掲載（電子化）させていただきます。つきましては、大変恐縮ではございますが、改定日以降、口座開設時等に配布していた各種規定の小冊子・紙片等を廃止し、規定の交付を原則取り止めさせていただきます。ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

なお、書面による規定の確認をご希望のお客さまは、当行の本支店窓口にお申し付けください。

以 上